

習志野市教育委員会会議録
(平成24年第4回定例会)

- 1 期 日 平成24年4月25日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時25分
- 2 出席委員
- | | | | |
|--|-----|-----|-----|
| | 委 員 | 青 木 | 克 己 |
| | 委 員 | 鈴 木 | 大 地 |
| | 委 員 | 梓 澤 | キヨ子 |
| | 委 員 | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- | | | |
|------------|-----|-----|
| 学校教育部長 | 辻 | 利 信 |
| 生涯学習部長 | 早 瀬 | 登美雄 |
| 学校教育部参事 | 植 草 | 満壽男 |
| 学校教育部参事 | 加 藤 | 清 一 |
| 学校教育部参事 | 高 柳 | 英 昭 |
| 学校教育部次長 | 田久保 | 正 彦 |
| 生涯学習部次長 | 市 川 | 隆 幸 |
| 学校教育部副参事 | 鈴 木 | 博 |
| 生涯学習部副技監 | 及 川 | 隆 志 |
| 生涯学習部副参事 | 井 澤 | 元 行 |
| 教育総務課長 | 飯 島 | 稔 |
| 学校教育課長 | 小 熊 | 隆 |
| 指導課長 | 村 田 | 均 |
| 総合教育センター所長 | 小松崎 | 修 男 |
| 学校給食センター所長 | 廣 瀬 | 功 一 |
| 社会教育課長 | 上 野 | 久 |
| 生涯スポーツ課長 | 片 岡 | 利 江 |
| 青少年課長 | 浅野目 | 俊 紀 |
| 青少年センター所長 | 新 井 | 嘉 晴 |
| 菊田公民館長 | 佐々木 | とも代 |
| 学校教育部主幹 | 松 本 | 健 志 |
| 学校教育部主幹 | 島 本 | 博 幸 |
| 学校教育部主幹 | 村 山 | 典 久 |
| 学校教育部主幹 | 真 田 | 知 幸 |
| 学校教育部主幹 | 小 浜 | 由美子 |
| 学校教育部主幹 | 小 澤 | 由 香 |
| 生涯学習部主幹 | 猪 股 | 昭 喜 |
| 生涯学習部主幹 | 森 下 | 雅 之 |

4 会議内容

習志野市教育委員会会議規則第8条第2項の規定による委員長職務代理者（以下、「委員長職務代理者」という。）が

平成24年習志野市教育委員会第4回定例会の開会を宣言。

委員長が欠席のため、習志野市教育委員会会議規則第8条第2項の規定により、青木委員が議事の進行を行うこととした。

委員長職務代理者が

会議規則第15条の規定により、報告事項（5）及び議案第27号ないし議案第32号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長職務代理者が

本日の日程について、非公開の議案等を公開の議案等の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長職務代理者が

平成24年第3回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項（1） 臨時代理の報告について（習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について） **（教育総務課）**

教育総務課長が

財団法人習志野文化ホール及び、財団法人習志野市スポーツ振興協会が、公益財団法人の認定を受けたことに伴い、教育委員会行政組織規則の一部を改正したもので、県からの認定通知が3月30日付、両財団とも4月1日公益財団法人への移行することから会議開催の暇がないため、教育長が臨時代理したので報告するものである。具体的には、社会教育課の事務分掌にある「財団法人習志野文化ホールに関すること」及び生涯スポーツ課の事務分掌にある「財団法人習志野スポーツ振興教会に関すること」をそれぞれ財団法人とある文言を公益財団法人に改めるものである、と概要を説明

委員長職務代理者が質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

報告事項（2） 習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令について **（教育総務課）**

教育総務課長が

教育委員会の機構改革及び教育相談窓口の一元化等に伴い、教育委員会決裁規定の一部を改正したので報告するものである。区分各課共通欄部長専決事項に「所管施設の設計に関すること」を加えた改正については、23年度までは、学校教育部及び、生涯学習部の各課から業務依頼に基づき設計を要す工事等を教育総務部施設課で担っており、「設計に関す

ること」は教育総務部長の専決事項となっていた。今回の機構改革において、学校教育部と生涯学習部の2部制となったことを踏まえ、「設計に関すること」について、それぞれの部長専決事項としたものである。また同様に課長専決事項に「1件の予定価格が50万円以下の所管施設の営繕に係る工事の監督に関すること」を加えた改正については、市長事務部局における機構改革により公共施設再生に向け、資産管理室において少額の工事についても集約することとなったことから、各課共通課長専決事項に規定したものである。

次に区分各課欄、企画管理課、施設課欄を教育総務課に改め、施設課の位置づけがなくなったことに伴い、これまでの施設課長専決事項であった学校施設の維持管理に関すること等を教育総務課長専決とする他、「1件の予定価格が50万円以上を超える部所管施設の営繕に関すること」を教育総務課長、社会教育課長の専決事項に加えた改正は、教育財産の維持管理に係る権限として教育委員会決裁規程に設ける必要があるとの法規担当課との協議調整の結果として各部管理担当課長に規定するものである。なお、実務的には全て市長事務部局施設再生課が担うものとなっており、併任辞令により資産管理室において専決するものである、と概要を説明

委員長職務代理者が質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

報告事項(3) 習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について (教育総務課)

教育総務課長が

今般の教育委員会事務局の機構改革、習志野市立図書館への指定管理者制度の導入及び、杉の子子ども園開園等に伴い、文書管理規程の一部を改正したものである。具体的には、企画管理課を教育総務課に改め、施設課の項等を削除し、習志野市立図書館の指定管理者制度の導入に伴い、東習志野図書館、新習志野図書館、藤崎図書館及び谷津図書館の項を削除した。また、杉の子子ども園開園に伴い、杉の子幼稚園の項を削り、杉の子子ども園の項を加えたものである。併せて、永年文書の保存期間について、市長事務部局の改正に合わせ、弾力的に運用することができるよう改正をしたものである、と概要を説明

委員が

保存期間が過ぎた文書はどうするのか、と質問

教育総務課長が

保存期間が過ぎた文書については廃棄する、と回答

委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

報告事項(4) 平成24年習志野市議会第1回定例会一般質問について(教育総務課)

教育総務課長が

10名の議員から19件の教育委員会に関する一般質問があり、その中から主なものを説明する。1点目に、学校給食に異物の混入が連続して発生したことについての質問に対

しては、今後、教育委員会内部の検証委員会に外部委員の参画依頼ならびに、検証・検討を行い、対応マニュアルを作成し、学校給食に関わる者全ての職員で安心安全な給食の提供をしていく旨の答弁をした、と説明。

2点目に学校の防災に関連した質問に対しては、教育委員会としては東日本大震災での教訓を生かした対応の見直し、学校独自の防災計画の作成及び、教職員各自が防災に対する高い意識と正確な知識を身に着け、各学校の年間指導計画の中で、「自分の身は自分で守り避難する」「地震のしくみを理解する」という観点での位置づけをしていく旨の答弁をした、と説明。

3点目に不登校の子どもに関する質問に対しては、平成24年1月現在の30日以上欠席したことがある児童・生徒数は107名であり、平成20年度をピークに不登校出現率は減少傾向にある。教育委員会として、各学校の教育相談機能の充実による早期発見・早期対応のため、家庭との連携を図る教育相談員を全中学校に配置して、教員と連携した指導・支援及び市総合教育センターにある適応指導教室との連携等により、不登校の防止・解消に向けた取り組みを推進していく。また各学校においても、不登校の未然防止・解消に向けて、早期発見・早期対応につとめるよう指導・支援するとともに、関係機関や教育相談員、スクールカウンセラーと連携を密にし、全校体制で指導・支援をするよう指示している旨の答弁をした、と概要を説明

委員が

学校防災に関して、津波に備えて「3階以上に避難」とあるが、習志野市独自で、津波の被害のシミュレーションはしているのか、と質問

委員が

千葉県が本日公表した津波予想では、習志野市の津波の高さは最大2.3メートルとの新聞記事から多少安堵感を持ったところである。今後津波に備えて見直しを進めて行く必要がある、と意見

学校教育課長が

シミュレーションに関しては国・県の情報を基に検討をしているのが現状である、また海抜が低い谷津南小学校では鷺沼小学校まで避難するという事も検討している、と説明

委員が

子供たちが学校に居ないときの避難所としての対策も考えなければならない。「見直しを進める」のではなく被害シミュレーションを一刻も早く考えるべき、と要望

委員が

不登校の児童に関し、平成22年度と23年度の増減はどのようになっているか、と質問

学校教育部長が

23年度は22年度に比べ、小学校では、不登校児童が減少している。中学校では多少増えているが、震災の被害で県外に行ってしまった子供の人数を含んでいる為、全体的には減少傾向にある、と回答

委員が

給食異物混入に関し、習志野市学校給食調理業務検証委員会の構成メンバーはどのようなになっているのか、と質問

学校教育課長が

教育委員会からは栄養士・保健師含め8名で構成。他に外部委員1名を加える予定である、と回答

委員が

ひまわり発達相談センターとはなにか、と質問

指導課長が

5月にオープンする施設で、就学前の発達に障がいがある子供たちを主に対象とし、相談に応じる。心理判定員等も多数雇用し、要望があれば青年まで受け入れることも可能。就学後は学習についてつまづきもでてくると考えられるので、その場合は総合教育センターと連携をとっていくものである、と説明

委員が

ひまわり発達相談センターの管轄はどこか、と質問

指導課長が

管轄は市の障がい福祉課である、と回答

学校教育部主幹が

幼稚園・保育所において障がいのある子供に専門の先生をお願いをして巡回相談（集団の中での対応等を見てアドバイスを受ける）を行っていた。今後はひまわり発達相談センター中心に、巡回相談を行う、と補足

委員が

武道の必修化についての答弁要旨に、「日本古来の伝統的な礼儀や態度等を身につけ」とあるが、体育教員がどのように指導していくのか。体育教員への研修はしっかり行ってほしい、と要望

委員が

スポーツ基本法に関して、生涯スポーツ分野における指導者育成の環境整備として、県の体育協会との連携については、市民スポーツ指導員の育成に繋げて欲しい、と要望

委員が

親になるための学習機会の充実について、幼児家庭学級やPTA家庭教育学級を実施して評価し、参加者の声を生かしていく必要があると思うが、報告書等はあるのか、と質問

菊田公民館長が、

評価の点では、具体的な数値目標を立てているのではなく、実績報告として参加人数や参加者の感想等を冊子にまとめている、と回答

委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、報告事項（４）は了承された。

協議第 1 号 次回教育委員会の期日について協議し、平成 24 年 5 月 23 日（水）
午後 3 時に決定された。

<職務代理者の指定について>

委員長職務代理者が

委員長の職務代理者については、会議規則第 8 条第 1 項の規定により、委員長の推薦に基づき教育委員会が指定することになっており、星野委員長より鈴木委員を推薦したい旨の報告を受けている、と説明

委員長職務代理者が全員異議なしと認め、次期委員長職務代理者には、鈴木委員が指定された。

<報告事項（５）及び議案第 27 号から議案第 32 号は非公開>

報告事項（５） 習志野市立秋津小学校学校運営協議会委員の任命について （指導課）

指導課長が

習志野市立秋津小学校学校運営協議会委員の任命について、概要を説明

報告事項（５）は了承された。

議案第 27 号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について （学校教育課）

学校教育課長が

習志野市通学区域審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第 27 号は原案どおり可決された。

議案第 28 号 習志野市社会教育委員の委嘱について （社会教育課）

社会教育課長が

習志野市社会教育委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第 28 号は原案どおり可決された。

議案第 29 号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について (社会教育課)

社会教育課長が
習志野市史編さん委員会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第 29 号は原案どおり可決された。

議案第 30 号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について (社会教育課)

社会教育課長が
習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第 30 号は原案どおり可決された。

議案第 31 号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について (生涯スポーツ課)

生涯スポーツ課長が
習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第 31 号は原案どおり可決された。

議案第 32 号 習志野市育英資金給与条例の一部を改正する条例の制定について (学校教育課)

学校教育課長が

外国人住民を住民基本台帳法の適用対象とし、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を図るため住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、外国人登録法が廃止される。このことを受け、習志野市育英資金支給条例の中の文言を一部改正するものである、と概要を説明

委員長職務代理者が質疑なしと認め、採決の結果、議案第 32 号は全員賛成で原案どおり可決された。

委員長職務代理者が
平成 24 年習志野市教育委員会第 4 回定例会の閉会を宣言